

栃木県広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民間企業等の広告を有料で掲載することに関する手続について、栃木県広告掲載要綱に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告媒体を所管する課の長（以下「所管課長」という。）は、広告を募集しようとする場合には、広告募集調書（様式第1号）を作成し、広告媒体の適否を審査するものとする。

(入札)

第3条 所管課長は、前条の規定による審査の結果、適当であると認められるものについて、入札を実施するものとする。

2 所管課長は、入札にあたっては、あらかじめ広告媒体及び広告主に関する仕様（様式第2号）を一定の期間を設けてホームページにより周知した後、入札書（様式第3号）の提出を求めるものとする。

(契約)

第4条 所管課長は、前条の入札の結果、最も高い価格で入札をした者と契約するものとする。

2 所管課長は、落札業者に対して、次に掲げる書類を提出するよう求めるものとする。

- (1) 広告図案、文面及び説明書
- (2) 広告主に係る資料（会社概要等）
- (3) 広告主に係る県税の納税証明書
- (4) 広告主が法令に違反していないことの申立書（様式第4号）
- (5) その他所管課長が必要と認める書類

(広告内容の審査等)

第5条 所管課長は、広告の内容の適否について栃木県広告掲載要綱第3条第2項の規定に基づき審査するものとする。

2 所管課長は、前項により広告内容を決定した時は、広告掲載決定報告書（別記様式第5号）により行政改革ICT推進課長に報告するものとする。

(入札によらない広告主等の選定)

第6条 入札によらずに有料で広告を掲載する場合の広告主等の選定に関する手続については、所管課長が別に定めるものとする。

2 前項の規定により、所管課長が定める手続に基づく広告の掲載を行う場合、第2条、第3条第1項、第3条第2項、第4条第2項、第5条の規定を準用するものとする。なお、この場合、第3条第1項、第3条第2項において、「入札」とあるのは、「広告の募集」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年6月6日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年11月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年1月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年12月5日から適用する。

附 則

この要領は、平成30（2018）年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2（2020）年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3（2021）年4月1日から適用する。